

全体	No.59
個別	012-01

平成26年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	総務課（消防団）
-----	----------

No.	項 目	地区消防団の統合及び車両の適正配置の推進
	1. 組 織 目 標	<p>【 内 容 】 消防団員の増員を図ります(若者、女性、公務員及び協力事業所への働きかけ)。消防活動に支障を来す分団の隣接分団との統合を進め、地区消防団のブロック化を図ります。 地域に適応した分団、車両の適正配置を進め的確な消防活動体制を維持します。</p> <p>【 指 標 】 平成26年4月1日現在、分団数61分団を55分団に統合します。</p>
	2. 実 績 (成 果)	<p>団員減少の阻止と若者、女性、公務員等及び協力事業所表示制度の活用による入団促進に努めましたが減少の阻止には至りませんでした。(1,552人が1,521人に) 分団数は、61分団が56分団に統合が進み概ね目標値に達成できました。 【豊玉地区：12分団が10分団、峰地区：7分団が4分団、】</p> <p>※ 平成27年4月1日現在 巖原地区：11分団 美津島地区：10分団 豊玉・峰地区：上記のとおり 上県地区：9分団 上対馬地区：12分団</p>
	3. 評 価	○
		<p>団員数の減少阻止については、高齢者団員の退団や若年者の島外流出等により現存を維持することが難しい状況であります。 今年度の目標でありました分団の統合計画については、各地区の実情を補完する適正配備の体制が構築できたと思います。</p>
	4. 今 後 の 展 開	<p>分団統合については、本年度で適正配備の体制が構築できました。 今後は、車両の配置計画に着手していかなければなりません。核となる分団には、ポンプ車又は普通積載自動車を配置。部となるところには軽積載自動車の配置を考えています。 今後、更新計画に着手していきます。</p>

全体	No.60
個別	012-02

平成26年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	警 防 課
-----	-------

No.	項 目	応急手当の普及啓発活動																				
	1. 組 織 目 標																					
	【 内 容 】	<p>生命に関わる重大な不整脈が『突然死』の大きな原因と言われています。これを防ぐ唯一の方法が、AEDによる「除細動」です。昨年は、市民一人が「除細動」により社会復帰できた事案もありました。「自分の家族は自分で守る」を訴えていきます。AEDの使用方法について、受講者の増員を図ることが重要な課題であり、本年もCATV、市報等メディアを介して広報を実施します。併せて、毎週土曜日の来庁受講者対象及び各施設や事業所更に地域へ出向いて救急法の指導を行います。普通救命講習受講時間の負担を軽減するため、市のホームページにe-ラーニングを設け1時間の事前講習が修了できるシステムを導入します。</p> <p>【 指 標 】</p> <p>延べ人員2,500名に受講していただく。</p>																				
	2. 実 績 (成 果)																					
		1月～12月の統計																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">講習種別</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">25年中</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">26年中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総受講者数</td> <td style="text-align: center;">89回</td> <td style="text-align: center;">1,723名</td> <td style="text-align: center;">115回</td> <td style="text-align: center;">2,050名</td> </tr> <tr> <td>普通救命講習</td> <td style="text-align: center;">35回</td> <td style="text-align: center;">530名</td> <td style="text-align: center;">34回</td> <td style="text-align: center;">274名</td> </tr> <tr> <td>救急法講習</td> <td style="text-align: center;">54回</td> <td style="text-align: center;">1,193名</td> <td style="text-align: center;">81回</td> <td style="text-align: center;">1,776名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市民がAEDを利用した救急事案（平成26年度） <ul style="list-style-type: none"> ◎市設置分 4件 ◎民間施設設置分 3件 （うち、適応有り 1件） ・救急隊搭載の半自動除細動器（AED）にて、社会復帰事案 1件 ・市のホームページに応急手当e-ラーニングを設け、1時間の事前講習が修了できるシステムを導入しました。 	講習種別	25年中		26年中		総受講者数	89回	1,723名	115回	2,050名	普通救命講習	35回	530名	34回	274名	救急法講習	54回	1,193名	81回	1,776名
講習種別	25年中		26年中																			
総受講者数	89回	1,723名	115回	2,050名																		
普通救命講習	35回	530名	34回	274名																		
救急法講習	54回	1,193名	81回	1,776名																		
	3. 評 価	△																				
		<p>AEDの設置場所の把握が徐々に市民に浸透して来ており、心肺停止患者発生時に利用されている状況です。</p> <p>CATVや市報を通して、AED使用方法の周知を図るとともに普通救命講習や救急法の指導を行い、前年比で300名強の増加はありましたが、目標受講者数を達し得ませんでした。</p>																				
	4. 今 後 の 展 開																					
		<p>24年度から3カ年計画で健康増進課が事業を進め、消防署から遠隔の地に168基のAEDを設置、官民合わせると設置総数は201基となっています。本年度も27基が消防署所より10分以上の遠隔地に設置されました。「突然死」を防ぐうえでAEDの使用効果は医学的に認められているところであります。</p> <p>今後とも事業所、学校等に受講機会を設けてもらうように進めます。</p>																				

全体	No.6 1
個別	012-03

平成26年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	予 防 課
-----	-------

No.	項 目	住宅用火災警報器設置促進及び屋外イベント会場等における火災予防の推進
	1. 組 織 目 標	
	<p>【 内 容 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用火災警報器設置促進のため、建物（住宅）火災発生直後の設置指導及び火災予防運動や広報等を通して設置促進を図ります。 2 多数の者が集合する祭りや花火大会等の催し開催時に出店された露店への立入検査を実施し火災予防の推進を図ります。 <p>【 指 標 】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用火災警報器設置率低迷地区を重点的に指導することにより、全地区50%以上の設置を目指します。 2 市内15箇所で開催される祭りや花火大会等において、出店される露店（185店）の立入検査を実施し屋外イベント会場における消火器の準備、実施計画の指導等火災予防の推進を図ります。 	
	2. 実 績（成果）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防運動及び防火イベント時に住宅用火災警報器設置促進広報を実施。住宅用火災警報器設置率50%未満であった5地区が4地区に減少しました。 2 市内の17箇所で祭りや花火大会が開催され、露店は210店、火気を取り扱う露店等は、露店開設前の届出がされ、立入検査を実施しました。消火器の設置等を確認し、催し（イベント）の防火管理に取り組み、火災、事故の発生はありませんでした。 	
	3. 評 価	△
	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用火災警報器設置促進は、目標指数を達し得ませんでした。低設置率地区には、防火教室、説明会を働きかけ地区主導の防火対策に取り組む必要があります。 2 露店の立入検査は、条例、規則及び消防本部の運用基準を基に実施し、火災の予防が図られました。 	
	4. 今 後 の 展 開	
	<p>住宅用火災警報器設置促進のため、住宅火災発生直後の設置指導、火災予防運動や広報を通して設置率の向上を目指すと共に、条例適合住宅の推進を図ります。また、「住宅防火いのちを守る7つのポイント」がプリントされた下敷きを500枚作成し、社会科見学等に来署する児童等に配付して、火災予防の啓発と防火思想の向上を図ります。</p>	